

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年12月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、総務企画部管理総室人事室が平成16年7月21日付けで発表した「〇〇〇〇」に係る懲戒免職処分（以下「本件懲戒処分」という。）について、本件懲戒処分に至った事実関係及び法的判断を記録した全ての文書（単なる決裁文書だけに限らず、職場における監督者責任の有無を判断する文書等を含む。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として本件懲戒処分に関する起案文書（以下「文書1」という。）及び起案文書以外の文書（聴取書・報告書）（以下「文書2」といい、文書1及び文書2を「本件対象文書」と総称する。）を特定の上、文書1については行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を、文書2については行政文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成17年1月4日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月5日、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2のうち、条例第10条第6号を理由に不開示とした部分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

文書1の別紙「検討資料」として作成された「公金の不正支出を行った職員の処分について」の「3 事案の概要」、「4 当該職員の行為について」、「5 処

分内容の検討」及び「6 監督責任」のうち、一部「懲戒免職とすることが相当である。」という記述を除いて、全てを黒く塗りつぶした文書が開示された。

また、懲戒免職処分となった職員（以下「被処分者」という。）の略歴の一部についても開示されなかった。

これらの行為は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれているため」という条例の規定を著しく拡大解釈した、いわゆる裁量権の濫用行為である。職員の非行が繰り返し報道される事態を実施機関は全く反省せず、言い換えれば、具体的な改善策を何も示さないという怠慢を、非行の事実（監督者責任を含む。）並びに因果関係の情報を開示しない方法で隠匿しようと画策しているものである。

文書2についても、同じような拡大解釈で真実を隠匿しようと画策しているものであることから、職場の執務環境や監督者責任の判定にかかわる非行の事実関係及び因果関係の情報を速やかに開示するよう要求する。

理由説明書によれば、本件処分1の理由として「(1) アからオまでについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、(1) カについては、同条第2号の個人情報及び第6号の行政執行情報に該当する部分について不開示とした。」とされている。さらに、本件処分2の理由として、「被処分者からの顛末書や関係者等からの聴取書、所属からの報告書などは、条例第10条第2号の個人情報及び同6号の行政執行情報に該当するので不開示とした。」と全く意味不明の理由を明記している。

また、理由説明書においては、「職員に対する懲戒処分の検討は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。」と明示されている。しかし、これは、人事担当職員が、自らの裁量権の濫用行為が指摘されないよう、過去の懲戒処分に係る事実関係を意図的に隠匿するために本件処分1及び本件処分2を行ったものであり、かつ、今後の処分において参照されることを誇張する手法をもって職場実態を隠匿しようと画策したものであることから、監督者責任を主眼とした職場実態に関する記述等を速やかに開示するよう要求する。

文書2についても、行政執行情報であるとの拡大解釈（裁量権の濫用行為）を強行しており、職場の執務環境や監督者責任の判定に関する非行の事実関係及び因果関係の情報を速やかに開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分1を行った理由

- (1) 文書1の構成は次のとおりである。
- ア 職員の懲戒処分について（伺い）
  - イ 第1案「人事異動通知書」
  - ウ 第2案「処分説明書」
  - エ 第3案「職員の処分について（通知）」
  - オ 第4案「資料提供 職員の処分について」
  - カ 検討資料
- (2) このうち、(1) アからオまでについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、(1) カについては、同条第2号の個人情報及び第6号の行政執行情報に該当する部分について不開示とした。

これは、公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」（平成10年11月12日東京地裁判決）に該当し、個人情報として保護されるべきものであるためである。

また、職員に対する懲戒処分の検討は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる（あるいは軽減する）ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。

## 2 本件処分2を行った理由

- (1) 文書2としては、被処分者の顛末書や関係者等の聴取書、所属の報告書などが存在するが、これらについては、条例第10条第2号の個人情報及び同条第6号の行政執行情報に該当するため不開示とした。
- (2) 職員に対する懲戒処分は、当該職員や被害者等の個人のプライバシーに密接に関わるとともに、職員全体の意識や今後の人事管理に影響を及ぼすものであり、また、これらの情報が開示されることになると、関係者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件懲戒処分を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式及び被処分者の顛末書、関係者の聴取書、所属の報告書等の起案文書以外の文書である。

このうち、異議申立人が開示すべきと主張しているのは、本件懲戒処分に関する起案文書である文書1のうち、全部開示された文書を除く、前記第4の1(1)カの「検討資料」(以下「本件検討資料」という。)及び起案文書以外の文書(聴取書・報告書)である文書2において、条例第10条第6号により不開示とされた情報であると認められることから、これらの文書について同号の不開示情報該当性を検討する。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

### (1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

#### ア 本件検討資料について

異議申立人は、本件検討資料については、前記第3の2のとおり、「3 事案の概要」、「4 当該職員の行為について」、「5 処分内容の検討」及び「6 監督責任」並びに「2 被処分職員」の「③略歴」において不開示部分の開示を求めていると認められることから、これらの項目に記載されている内容について条例第10条第6号の不開示情報該当性を検討することとする。

当審査会においてこれらの項目に記載されている内容を見分したところ、「4 当該職員の行為について」、「5 処分内容の検討」及び「6 監督責任」に記載されている内容は、本件懲戒処分の処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容等の情報であった。これらの情報は、処分内容の検討の過程を示すものであり、既に記者発表資料で公表されている情報を除き、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、「3 事案の概要」に記載されている内容は、事実関係が時系列的に記載されているに過ぎず、また、「2 被処分職員」の「③略歴」についても、実施機関に採用された被処分者の主な職歴が記載されたもので、これらの情報を開示しても人事管理に係る事務に関して支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、本件検討資料のうち、「4 当該職員の行為について」、「5 処分内容の検討」及び「6 監督責任」に記載されている内容は、記者発表資料で公表されている情報を除き、条例第10条第6号の不開示情報に該

当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、記者発表資料で公表されている情報のほか、「3 事案の概要」及び「2 被処分職員」の「③略歴」に記載されている内容は、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 文書2について

当審査会において文書2を見分したところ、起案文書以外の文書（聴取書・報告書）として作成されている文書はおおむね次のとおりであり、文書ごとに条例第10条第6号該当性を検討する。

- (ア) 事情聴取記録
- (イ) 被処分者の顛末書
- (ウ) 協議記録
- (エ) 聴取書

(ア) 事情聴取記録について

被処分者の事情聴取記録には、①実施概要（事情聴取を行った日時、場所、被聴取者の職氏名、聴取者の職氏名及び立会者の職氏名）及び②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記載されており、実施機関によれば、質問内容とそれに対する回答内容の公表が前提となると、事案の関係者が率直かつ具体的な供述を差し控え、事情聴取に協力することに消極的になるおそれがあるということであった。

確かに、被処分者に対する事情聴取については、その内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

一方、事情聴取を行った日時、場所等①実施概要の記載については、これらが公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、事情聴取記録のうち、②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、①実施概要に記載の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 被処分者の顛末書について

被処分者の顛末書には、事案の概要や経緯及び被処分者本人が非違行為を行った時点における思いや反省等が記載されていた。

顛末書の内容について公にされることが前提となると、実施機関が前記

第4の2(2)で説明するように、被処分者がそのことを意識して、事実をありのまま述べることに消極的になるおそれはあるものの、そもそも顛末書の作成は、被処分者本人に弁明の機会を与える意味を持つものでもあるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、事実関係の認定に当たっては、事案の関係者からの事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、被処分者の顛末書が公にされることをもって直ちに被処分者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

したがって、被処分者の顛末書に記載された情報は、いずれも条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

#### (ウ) 協議記録について

協議記録は、被処分者への対応等について実施機関の職員と特定機関の職員との間で行われた協議に関して、①定型的事項(表題、協議の日時、場所、相手方の所属・氏名、連絡先等)及び②協議内容が記載されており、実施機関は、これらの情報が開示されることになると、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

確かに、②協議内容は、当該協議が実施機関の職員と特定機関の職員の信頼関係に基づいて行われていると考えられることから、その内容の一部でも公になると、(ア)と同様に、当該特定機関の職員が情報提供に消極的になるなどし、正確な事実関係の把握が困難になり、公金の不正支出事案の解決のための事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、①定型的事項のうち相手方の連絡先には、一般に公表されていない情報があり、当該情報は公にすることにより、当該特定機関の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、当該情報を除く①定型的事項については、これらが公にされることをもって、事実関係の把握に支障が生じるおそれや特定機関の業務に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

したがって、協議記録に記載された情報のうち、②協議内容及び①定型的事項のうち相手方の連絡先の一部については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、それ以外の①定型的事項に記載された情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

#### (エ) 聴取書について

聴取書は、被処分者の所属を統括する本庁の部の幹事室(以下単に「幹事室」という。)の職員から被処分者の非違行為について報告を受けた人事担当部署の職員が作成した文書で、(ウ)と同様に①定型的事項(聴取の日付、被聴取者及び聴取者の所属・氏名)及び②幹事室の職員と人事担

当部署の職員のやり取りが記載されており、実施機関は、これらの情報が開示されることになると、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

確かに、②幹事室の職員と人事担当部署の職員のやり取りのうち、人事担当部署の職員が幹事室の職員に対して指示した内容は、懲戒処分の対象となる事案の発生に際し、幹事室及び人事担当部署が行う対応を示しており、これを公にすると、非違行為を行った職員が事前に対抗策を準備することが可能となるなどし、正確な事実関係や率直な心情が把握できなくなるおそれがあるなど、処分関係事務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、②幹事室の職員と人事担当部署の職員のやり取りのうち、幹事室の職員が報告した内容については、幹事室の職務として公金の不正支出事案の発生について報告しているものであり、これを公にしても正確な事実関係の把握が困難になるとまではいえない。また、①定型的事項は、被処分者の懲戒処分を決定するに当たって必要な情報には当たらず、これを公にしたとしても、事実関係の把握と適正な処分決定に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、聴取書に記載された情報のうち、②幹事室の職員と人事担当部署の職員のやり取りのうち人事担当部署の職員が幹事室の職員に対して指示した内容については、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当であるが、これを除いた部分については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

## (2) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別

することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、異議申立人が開示を求める部分について、いずれも条例第10条第2号及び第6号に該当するとして本件処分1及び本件処分2を行っており、前記(1)において同条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報(以下「第6号情報」という。)については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため、第6号情報を除いた部分について同条第2号の該当性について検討する。

以上を踏まえて、当審査会において、本件検討資料及び文書2を見分したところ、第6号情報を除き、含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

- ア 日時及び場所を示す情報
  - イ 表題及び項目名
  - ウ 所属名(特定の所属が識別される情報を含む。以下同じ。)
  - エ 職名及び氏名(印影を含む。以下同じ。)
  - オ 年齢、略歴
  - カ 非違行為を示す情報
  - キ 事実行為等を示す情報
  - ク 謝罪、反省、決意等を示す情報
- ア 日時及び場所を示す情報について

本件懲戒処分の事案は公金である用地補償費の不正支出事案で、その非違行為が行われた事実や非違行為の端緒となった事実として記載されているのは、用地補償費が支払われた被処分者の知人、本来支払われるべき地権者等特定の者と被処分者とのやり取りであることから、記者発表資料で被処分者の所属・氏名が公表されていることを踏まえると、これらの事実に係る日時及び場所を示す情報は、公にすると、特定の個人が識別される可能性が否定できず、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報であっても、実施機関が既に記者発表資料で公表している情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。また、実施機関が行った事情聴取の日時、場所等、非違行為に直接関係しない日時及び場所を示す情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められないため、開示すべきである。

- イ 表題及び項目名について

表題及び項目名については、関係者等特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するも

のとは認められないため、開示すべきである。

#### ウ 所属名について

所属名は、個人に関する情報であるが、このうち、被処分者の所属名については、記者発表資料において公表されていることから、条例第10条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。なお、本件懲戒処分3の被処分者の職名は、既に記者発表資料において公表されていることから、同号ただし書イにも該当するものである。

また、人事担当部署及び幹事室の名称については、これを開示しても特定の個人が識別されるとは考えられず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

#### エ 職名及び氏名について

##### (ア) 職名について

職名は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められるため、同号ただし書ハにより開示すべきである。なお、被処分者の職名は、既に記者発表資料において公表されていることから、同号ただし書イにも該当するものである。

##### (イ) 氏名について

氏名は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、「広島県職員録」（以下「職員録」という。）により公表されている実施機関の職員の氏名、あるいは公表されている官公庁の職員の氏名については、法令等の規定又は慣行として公にされている情報と認められるため、原則として、同号ただし書イにより開示すべきである。

一方、本件懲戒処分に係る用地補償費が支払われた被処分者の知人、本来支払われるべき地権者等特定の者の氏名は、条例第10条第2号のただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるから、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### オ 年齢、略歴について

年齢及び略歴は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものと認められるが、このうち、被処分者の年齢は記者発表資料で公表されており、また、被処分者の略歴は、上記ウ及びエ（イ）で述べたとおり、被処分者の所属名及び氏名が既に公にされていること、実施機関の職員の所属名及び職名は氏名とともに職員録で公表されていることから、いずれも条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。

#### カ 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報のうち、記者発表資料で公表されている情報は、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。

一方、公表されていない情報については、前記アで述べたとおり、本件懲戒処分の事案が公金の不正支出事案で、特定の者と被処分者とのやり取りに

係るものであり、公表されている情報等と照合することにより特定の個人が識別される可能性がある情報、あるいは、非違行為の詳細な過程や被処分者が非違行為を行うこととなった理由などの情報であるから、被処分者の氏名が公表されているとしても、公にすることにより、被処分者個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、同号の不開示情報に該当するとして実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

キ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではないため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方、一般私人による事実行為等を示す情報又は公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ただし、特定の個人が識別されたり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない情報については、開示すべきである。

ク 謝罪、反省、決意等を示す情報について

被処分者の謝罪、反省、決意等（以下「謝罪等」という。）を示す情報については、被処分者の心情が吐露されたもので、個人の人格に密接にかかわる情報であるから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

### 3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分	指示番号・項目名	不開示が妥当であると判断する部分
全文書共通		・被処分者の知人，地権者等特定の者の氏名
本件処分 検討資料	3 事案の概要	・ 1行目22文字目から3行目17文字目まで ・ 5行目2文字目から14文字目まで ・ 6行目11文字目から7行目18文字目まで ・ 8行目から12行目まで
	4 当該職員の行為について	・ 3行目1文字目から6行目13文字目まで
	5 処分内容の検討	記載内容（ただし，2枚目5行目9文字目から行末までを除く。）
	6 監督責任	記載内容の全て
事情聴取記録	聴取内容	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
顛末書	—	記載内容（ただし，人事担当部署の供覧部（職名及び押印）並びに文書末尾の被処分者の氏名（自署及び押印）を除く。）
協議記録	内容	記載内容の全て
	内容の後	相手方の連絡先のうち一般に公表されていない情報
聴取書	—	人事担当部署の供覧部，表題及び定型的事項を除く本文中 ・ 2行目16文字目から37文字目まで ・ 4行目から最後まで

## 別 記

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 6. 20	・ 諮問を受けた。
17. 6. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 8. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 9. 7	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
17. 9. 20	・ 審査請求人から意見書を収受した。
17. 9. 26	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 6. 26 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 21 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 22 (平成29年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 26 (平成29年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 31 (平成29年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授